

市 政 報 告

令和 7 年 9 月 3 日
第 3 回市議会定例会

令和 7 年第 3 回市議会定例会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

「元市職員の再逮捕」について申し上げます。

収賄の容疑で逮捕・起訴されていた、本市の元職員、本田強志 元上下水道課長補佐が、6 月 20 日の午後 3 時 39 分、背任の容疑で再逮捕され、7 月 11 日、札幌地方検察庁により起訴されました。

容疑の内容としましては、令和 6 年 5 月に市が発注した「公共下水道人孔改良工事」、税込で工事請負契約 489 万 5 千円について、同じく背任の容疑で逮捕された落札業者、株式会社シンセイ建設 代表取締役 廣島慎也と共謀して、令和 6 年 6 月に 525 万 8 千円増となる 1,015 万 3 千円に設計変更し、実際の工事实績を 308 万円にとどめ、結果として、市に工事費用を水増し請求することで、707 万 3 千円の損害を市に与えたものです。

起訴された元職員の第 1 回公判は、9 月 26 日、札幌地方裁判所で予定されており、業者は、処分保留とされているところであります。

この間、市の対応としましては、再逮捕のあった 6 月 20 日、午後 5 時 30 分、市長をはじめ特別職及び部長職による緊急会議を招集し、事件の概要について情報共有を行うとともに、改めて、モラルやコンプライアンス、適正な事務処理の確保のほか、本事件により、市民サービスに停滞を招くことのないよう、全職員に対する指導を徹底したところであります。

続いて、同日午後 6 時 40 分には、市政記者クラブに対しプレスリリースを行うとともに、市民の皆さんに向け、市のホームページに私のコメントを掲載したほか、午後 7 時 30 分には、警察による搜索差押を受けたところであります。

その後、6 月 24 日には、業者に対する処分として、株式会社シンセイ建設に対し、市の指名停止基準に基づき、同社を令和 7 年 6 月 24 日から令和 8 年 6 月 23 日までの 12 か月間、「建設工事の指名停止処分」としたほか、7 月 1 日には、警察からの指導により、滝川警察署に背任行為に対する被害届を提出したところであります。

また、庁内における対応としましては、6 月 24 日、第 2 回目となる「入札・契約制度検討委員会」を開催し、事件の概要と経過について確認をしたほか、本事件については、入札・契約制度の範囲に留まらず、市の組織全体の問題として取

扱う必要があると判断したことから、本市におけるコンプライアンスの総合的な推進を図り、公正かつ公平な市政を運営するため、同日付で副市長をトップとする「美唄市コンプライアンス委員会」を創設したところであります。

コンプライアンス委員会は、これまで、7月から8月にかけて3回にわたり開催しており、会議では、事件の発生を受け、再発防止の取組として、「実態検証の実施」、「職員倫理条例の制定」、「入札・契約制度の見直し」、「コンプライアンス研修の実施」の4つの取組について、有識者等の外部からの意見を取り込むなど、第三者性の確保を図りながら、早急に進めていくこととしております。

このあと、元職員の第1回公判が控えている中、今後の見通しは現時点において不透明ではありますが、引き続き、警察・検察に全面的に協力し、公判の進展を注視しながら、事実関係の把握に努め、詳細が判明され次第、法令に基づき厳正に対処していくほか、必要に応じ議会に経過を説明するとともに市ホームページを通じて市民の皆さんに報告してまいりたいと考えております。

なお、去る8月29日、贈収賄事件に係る第2回公判が札幌地方裁判所において行われ、贈賄側の業者2名の被告に判決が言い渡されたところであります。

本市の事務事業において、このような事件が発生したことについては、重大な事態であると受け止めており、それ以上に、職員に公務員としてのモラルやコンプライアンスが欠如していることについて、大きな危機感を持つとともに、対策が必要だと考えております。

今後、入札に関する不正行為の排除の徹底を図るとともに、業者との癒着防止に向けた職場体制づくり、モラルやコンプライアンスの保持と向上など、職員一丸となって、市政の信頼回復に努めてまいります。

以上、申し上げまして報告を終わります。